

## 別記5 リスク分担表

本市と指定管理者との責任の分担は、原則として次の表のとおりとする。

種類	内 容	負担者	
		市	指 定 管理者
法令等の変更	設置基準の変更等、法改正に伴い管理物件の整備が必要となった場合	○	
	上記以外の場合		○
第三者への損害賠償（※）	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合（不適切な管理による騒音・振動等の苦情等）		○
	上記以外の場合	○	
施設利用者への損害賠償（※）	指定管理者の責めに帰すべき事由により使用者に損害を与えた場合（不適切な管理による利用者のけが等）		○
	上記以外の場合	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増減があった場合		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増減があった場合		○
不可抗力	テロ、暴動、天災等により、業務の中止等の履行不能、施設利用者への損害および施設・設備の損壊等があった場合（指定管理者の責めに帰さない事由の場合）	○	
資金調達	経費の支払い遅延（市→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→再委託業者）によって生じた事由		○
管理施設の修繕及び備品等の損傷・損壊・盗難	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	指定管理料の範囲内において、大規模修繕以外の修繕（建築物及び設備の劣化、もしくは損傷部分又は機器の性能、若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させるもの、以下「小規模修繕」という。）を行う場合や備品等の損傷・損壊・盗難等に対応して機能回復を図る場合		○
	指定管理料を超えて必要となった1件当たり500千円未満の小規模修繕を行う場合		○
	指定管理料を超えて必要となった1件当たり500千円以上の小規模修繕を行う場合	○	
	上記以外の場合	○	
不履行	市に、協定内容の不履行があった場合	○	
	指定管理者に、業務および協定内容の不履行があった場合		○
情報管理	市の責めに帰すべき事由により、情報が漏洩した場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由により、情報が漏洩した場合		○
指定期間満了時等の費用	指定の期間が終了した場合、又は指定期間中における指定の取消しをした場合における業務引継ぎに要する費用		○

表中※の負担は、指定管理者が加入する損害賠償保険で対応することを優先し、当該保険金額を超える賠償の負担は、本市および指定管理者が協議して決定するものとする。